

三洋電機グループ
環境負荷化学物質管理基準(第6版)

2009年4月17日

三洋電機株式会社

環境推進センター

	三洋電機グループ	年月日:2009年4月17日
第6版	環境負荷化学物質管理基準(第6版)	

改訂 番号	制定・改訂 年月日	改訂 ページ	改訂内容
1	2004.4.1	新規制定	—
2	2005.1.31	1	0. 基本方針:8行目「また、本基準は～～従わなければならない。」追加 1. 用語の定義 (1)管理水準レベル2「(但し、～～除外する。)」追加
		2	・表1「レベル1の許容濃度」欄追加 ・許容濃度変更:カドミウム 50→75ppm、鉛 800→1000ppm、許容濃度の記載がなかったもの「含有禁止(不純物除く)」(3ページ以降の表にも反映) ・管理レベル変更:短鎖型塩化パラフィン「レベル2」を「レベル1」へ、放射性物質は一部の用途を「レベル1」へ(表12追加) ・「報告を求める範囲」は全て「含有の事実を把握している場合は閾値に関らず事実を報告」に統一(3ページ以降の表にも反映) ・※9追加「許容濃度の算出定義」
		3	・表2レベル2:「亜鉛ダイカスト～カドミウム」追加 ・表2測定基準:蛍光X線から「ICP-AES、ICP-OES、AAS、ICP-MSを標準」に変更
		4	・表3測定基準:蛍光X線から「ICP-AES、ICP-OES、AAS、ICP-MSを標準」に変更
		6	・表8短鎖型塩化パラフィン「レベル2」用途を「レベル1」へ変更
		7	・表9オゾン層破壊物質:「レベル3」を「レベル1」に変更。 ・表9オゾン層破壊物質:レベル2のHCFCを「日本・EU・豪州地域」と「それ以外の地域」に分け全廃時期を設定。 ・表10ポリ塩化ビニル:レベル2の全廃時期を設定
		8	・表12放射性物質 追加
		2	2005.3.31 一部補足
		3、4	・表2、表3測定基準:「但し、上記以外でも～良いものとする。(例:蛍光X線分析装置など)」の下線部追加
3	2005.9.28	全	・レベル2物質の期日到来によりレベル1へ移行。 ・カドミウムの許容濃度:100ppm未満とする。
		3	・亜鉛ダイカストなど金属製部品に不純物として含まれるカドミウムの全廃期限を2006年4月1日から2006年1月1日に変更。
		4	・「無電解ニッケルめっき、無電解金めっき時の安定剤、添加剤に使用する鉛」をレベル2へ ・RoHS除外規定の見直し・整理
		全	・短鎖型塩化パラフィンを全用途レベル1へ移行。
		6	・アスベスト類:パッキン中のクリソタイル(欧州向け以外)をレベル3へ。
		8	・日本向けJ-Moss対象品の全廃期限(2006年1月1日から)を追加
4	2006.9.15	2	・表1:調査対象物質を29から24物質群へ(金、銀、パラジウム、銅、マグネシウム削除)
		3	・表2レベル1の許容濃度(閾値):デンマーク向け製品の樹脂中は75ppm未満にしなければならない。→RoHS指令の対象製品外でその用途が表面処理、着色剤、樹脂安定剤の場合は75ppm未満にしなければならない。
		全	・レベル2物質の期日到来によりレベル1へ移行。 ・2006年8月末時点のRoHS除外用途追加
		6	・表6及び表7:測定標準を変更(フーリエ変換赤外分光光度計(FTIR)からガスクロマトグラフィ質量分析(GC-MS)法へ)
		7	・表9:海外生産品で日本・EU・豪州地域向け以外のHCFC全廃時期を規定
		8	・表13:欧州向け以外のパッキン及びガスケット中のクリソタイルの全廃時期を規定
5	2008.3.28	2	・B05群に「ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)」追加 ・「パーフルオロオクタンスルホン酸(塩を含む)(PFOS)」追加 ・「2-(2H-1,2,3-ヘンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール」追加 ・A11「ニッケル及びその化合物」を「ニッケル」に変更 ・C05「フタル酸エステル類」の対象物質を変更
		9、10	・表14、表15追加
6	2009.04.17	2	・REACH SVHC物質を追加、PVC(レベル2)追加。
		8	・HCFCの削減計画見直しと追加、PVC(レベル1、2)追加
		9	・アスベスト(クリソタイル)のレベル3用途をレベル1へ移行

	三洋電機グループ	年月日:2009年4月17日
第6版	環境負荷化学物質管理基準(第6版)	

0. 基本方針

この基準においてレベル1に指定された対象(物質と用途)は、製品に使用することを認めない。

ただし、許容濃度を設定した物質は許容値を超えない範囲の含有を認めるが、不純物としても許容濃度を超えてはならない。

(1) 定量的測定が可能な物質については測定器、法規制等を考慮し許容濃度及び測定基準を定める。

(2) 定量的測定が困難な物質については、文書等の取り交わしにより使用していないことが明らかにされなければならない。

また、本基準は三洋電機グループの基本となる必須基準を定めたものであり、当社グループの各事業所で独自に追加的に定めた環境負荷化学物質又はより厳格化した管理基準がある場合は、それに従わなければならない。

1. 用語の定義

(1) 管理水準

以下の3種類の管理水準で管理する。

No.	管理レベル	環境負荷化学物質の管理水準
1	レベル1	物質とその用途について即時含有を禁止する。 但し、許容濃度以下であれば含有を認めるが、 不純物としても許容濃度を超えてはならない。
2	レベル2	物質とその用途について時期を定めて禁止する。 表に定める期日以降は、許容濃度を超えて部品・材料に含有されてはならず、当該期日の到来をもって「レベル1」に指定となる。(但し、当該期日以前に生産された製品の修理およびアップグレードのためのスペアパーツは除外する。)
3	レベル3	現時点で期日および削減目標を規定しないが部品・材料への含有量の削減を目指す物質とその用途及び管理が必要と思われるものを指定する。

(2) 含有

物質が意図的であるか否かを問わず、製品を構成する部品・デバイスまたは、それらに使用される材料・補助材料・梱包材に、添加、充填、混入または付着することをいう(加工プロセスにおいて意図せずに製品に混入または付着する場合を含む)。

(3) 不純物

天然素材中に含有され工業材料としての精製過程で技術的に除去しきれない物質(natural impurity)、または合成反応の過程で生じ技術的に除去しきれない物質をいい、「含有」として扱わない。

なお、主原料と区別するために「不純物」と呼ばれるものを素材の特性を変える目的で使用する場合は、「含有」として扱う。

また、レベル1管理物質において許容濃度が指定されている場合については、不純物としても当該許容濃度を越えてはならない。

2. 環境負荷化学物質の管理基準

三洋電機グループが環境負荷化学物質として指定する物質群リストとその管理基準を表1に示す。

また、参照すべき項目として3項の表2以降に対象用途とその全廃時期及び測定基準等を示す。

表1 環境負荷化学物質群リストとその管理基準

大分類	物質群 分類 No	化学物質群	管理レベル			レベル1の 許容濃度 ※9	報告を求める範囲	対象用途 ※8
			1	2	3			
金属 及び 金属化 合物 ※1	A05	カドミウム及びその化合物	●		●	100ppm 未満	含有の事実を把握している場合は閾値に関らず事実を報告	表2参照
	A07	六価クロム化合物	●		●	1000ppm未満	同上	表5参照
	A09	鉛及びその化合物	●		●	1000ppm未満	同上	表3参照
	A10	水銀及びその化合物	●		●	1000ppm未満	同上	表4参照
	A17	ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO)	●			含有禁止(不純物除く)	同上	
	A18	トリブチルスズ類(TBT類)、 トリフェニルスズ類(TPT類)	●			含有禁止(不純物除く)	同上	
ハロゲン 系有機化 合物	B02	ポリ臭化ビフェニール類(PBB類)	●			1000ppm未満	同上	表6参照
	B03	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	●			1000ppm未満	同上	表7参照
	B05	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)および ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	●			含有禁止(不純物除く)	同上	
	B06	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上)	●			含有禁止(不純物除く)	同上	
	B09	短鎖型塩化パラフィン ※2	●			1000ppm未満	同上	表8参照
その他	C01	アスベスト類	●			含有禁止(不純物除く)	同上	表13参照
	C02	一部のアゾ染料・顔料(特定アミンを生成する) ※3	●			含有禁止(不純物除く)	同上	
	C04	オゾン層破壊物質	●	●	●	含有禁止(不純物除く)	同上	表9参照
	C06	放射性物質	●		●	含有禁止(不純物除く)	同上	表12参照
金属 及び 金属化 合物 ※1	A01	アンチモン及びその化合物			●		同上	
	A02	ヒ素及びその化合物			●		同上	
	A03	ベリリウム及びその化合物			●		同上	
	A04	ビスマス及びその化合物			●		同上	
	A11	ニッケル ※5			●		同上	
	A13	セレン及びその化合物			●		同上	
ハロゲン 系有機化 合物	B08	臭素系難燃剤 ※6			●		同上	
	B07	ポリ塩化ビニル(PVC)	●	●	●	1000ppm未満	同上	表10参照
その他	C05	一部のフタル酸エステル類 ※7			●		同上	
	Z01	パーフルオロオクタンスルホン酸(塩を含む)(PFOS) ※10	●			1000ppm未満 1 µg/m2未満	同上	表14参照
	Z02	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	●			含有禁止(不純物除く)	同上	表15参照
SVHC ※11	Z03	アントラセン (CAS NO. 120-12-7)			●		同上	
	Z04	4,4'-メチレンジアニリン (CAS NO. 101-77-9)			●		同上	
	Z05	塩化コバルト(Ⅱ)(CAS NO. 7646-79-9)			●		同上	
	Z06	マスクキシレン(CAS NO. 81-15-2)			●		同上	

- ※1 金属にはその合金を含む。
- ※2 炭素鎖長:10~13の短鎖型塩素化パラフィンを対象とする。
- ※3 一部のアゾ染料・顔料は人の皮膚に長時間触れる可能性のある皮革・繊維製品およびその部品に使用される場合のみ対象。特定アミン化合物の一覧は別表2に示す。

※5 ニッケルの報告は人の皮膚に長時間触れる可能性のある用途に限る。

※6 PBB類、PBDE類を除く臭素系難燃剤。

※7 対象は次の6種の化学物質に限る。

- ・フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (略称 DEHP、CAS No.117-81-7)
- ・フタル酸ジブチル (略称 DBP、CAS No.84-74-2)
- ・フタル酸ジイソノニル (略称 DINP、CAS No.28553-12-0)
- ・フタル酸ジイソデシル (略称 DIDP、CAS No.26761-40-0)
- ・フタル酸ブチルベンジル (略称 BBP、CAS No.85-68-7)
- ・フタル酸ジ-n-オクチル (略称 DNOP、CAS No.117-84-0)

※8 記載のないものはすべての用途が対象となる。

※9 許容濃度は均質材料における濃度を表す。

「均質材料」とは機械的に別々の材料に分離できない材料を意味し、「機械的に分離」という意味は原則として、ネジの取り外し、切断、粉碎、研削、研磨のプロセスといった機械的行為によって材料が分離されることを意味する。たとえば、クロメート処理鋼板は、メッキ層が「均質材料」部分となる。

※10 対象物質は別表3に示す。

※11 2008年10月28日公表されたREACHのSVHCと三洋電機物質群分類No.の関係

NO.	SVHC 物質名(英文)	SVHC 物質名(日文)	CAS number	三洋電機 物質群分類No
1	Anthracene	アントラセン	120-12-7	Z03
2	4,4'- Diaminodiphenylmethane	4,4'-メチレンジアニリン	101-77-9	Z04
3	Dibutyl phthalate	フタル酸ジブチル	84-74-2	C05
4	Cobalt dichloride	塩化コバルト(Ⅱ)	7646-79-9	Z05
5	Diarsenic pentaoxide	五酸化二ヒ素	1303-28-2	A02
6	Diarsenic trioxide	三酸化二ヒ素	1327-53-3	A02
7	Sodium dichromate, dihydrate	ニクロム酸ナトリウム二水和物	7789-12-0	A07
8	5-tert-butyl-2,4,6-trinitro-m-Xylene (musk xylene)	マスクキシレン	81-15-2	Z06
9	Bis(2-ethyl(hexyl)phthalate) (DEHP)	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	117-81-7	C05
10	Hexabromocyclododecane (HBCDD)	ヘキサブロモシクロドデカン	25637-99-4	B08
11	Alkanes, C10-13, chloro (Short Chain Chlorinated Paraffins)	短鎖型塩化パラフィン (炭素鎖長10~13)	85535-84-8	B09
12	Bis(tributyltin)oxide	トリブチルスズオキシド	56-35-9	A17
13	Lead hydrogen arsenate	ヒ酸鉛	7784-40-9	A02、A09
14	Triethyl arsenate	トリエチルヒ酸塩	15606-95-8	A02
15	Benzyl butyl phthalate	フタル酸ブチルベンジル	85-68-7	C05

3. 環境負荷化学物質についての主な対象と納入禁止時期及び測定基準

表2 カドミウムおよびその化合物

物質名:カドミウムおよびカドミウム化合物		
解説: 金属、合金、無機化合物、有機化合物、無機塩、有機塩など、カドミウム元素を含有する全ての物質が対象範囲。		
対 象		全廃時期
レベル 1	<p>レベル2、レベル3以外のすべての用途。</p> <p>【以下は用途例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包装部材(表11参照) ・プラスチック(ゴムを含む)材料に用いられる安定剤・顔料・染料 (電気配線の絶縁体、リモコン・キー、結束バンド、電子部品の外装樹脂、外筐、ラベル、など) ・塗料、インキ ・写真フィルム ・蛍光灯(小型蛍光灯、直管蛍光灯) ・DC モータ、スイッチ、リレー、ブレーカ等の電気接点 ・温度ヒューズの可溶体 ・ガラスおよびガラス塗料の顔料、染料(ガラスに用いる顔料、染料およびガラス用塗料) ・蛍光表示装置に含有される蛍光体、CdS 光導電性セル ・低抗体(ガラスフリット) など ・表面処理(めっきなど)、コーティング 	<p>即時 (2005年7月1日から)</p> <p>(海外生産品でEU向け以外は2007年7月1日から。但し、日本向け J-Moss 対象品は2006年1月1日から)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・亜鉛ダイカスト、黄銅など金属製部品に含まれる100ppm以上のカドミウム ・ポリ塩化ビニル人工皮革中の可溶性カドミウムについては表10参照 	<p>即時 (2006年1月1日から)</p> <p>(海外生産品でEU向け以外は2007年7月1日から。但し、日本向け J-Moss 対象品は2006年1月1日から)</p>
レベル 2		
レベル 3	<ul style="list-style-type: none"> ・すべてのカドミウムを含む電池及び電池パック(電池指令に従う) <p><ROHS 除外規定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・EU指令 76/769/EEC の改正指令 91/338/EEC に基づき禁止された用途を除く電気接点とめっき(高信頼性が要求される電気接点のめっきで代替材のないもの) ・光学ガラス、フィルターガラス 	
<p>レベル1の許容濃度(閾値): 100ppm 未満(ホモジニアス・均質素材・材料中)</p> <p>但し、RoHS 指令の対象製品外でその用途が表面処理、着色剤、樹脂安定剤の場合は 75ppm 未満にしなければならない。</p> <p>報告を求める範囲: 意図的添加および不純物も含め、含有の事実を把握している場合は閾値に関らず事実を報告する</p>		
<p>【測定基準】測定対象: プラスチック(ゴムを含む)、塗料、インキ</p> <p>誘導プラズマ発光分析装置(ICP-AES、ICP-OES)、原子吸光装置(AAS)、誘導プラズマ質量分析装置(ICP-MS)を標準とする。</p> <p>但し、上記以外でもその内容を保証できるものであれば良いものとする。(例: 蛍光 X 線分析装置など)</p>		

表3 鉛およびその化合物

物質名:鉛および鉛化合物										
解説:金属、合金、無機化合物、有機化合物、無機塩、有機塩など、鉛元素を有する全ての物質が対象範囲。										
対 象	全廃時期									
レベル 1	<p>レベル2、レベル3以外のすべての用途</p> <p>【以下は用途例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包装部材(表11参照) ・プリント配線板に用いる鉛を使用した塗料・顔料・インキ <p>レベル 3 以外のすべての用途 例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ACアダプター、電源コード、接続コード、リモートコマンダー、マウス、機器に用いられるプラスチック(ゴムを含む)材料中の安定剤・顔料・染料 ・鉛が 85wt%未満の有鉛はんだにおいて、はんだに含まれる鉛の含有量が 1000ppm 以上のもの ・許容濃度(レベル 3 の「*1」参照)以上含有する各種合金(はんだ材料を含む) <p>・無電解ニッケルめっき、無電解金めっき時の安定剤、添加剤に使用する鉛</p> <p>・ポリ塩化ビニル人工皮革中の可溶性鉛については表 10 参照</p>	<p>即時</p> <p>(2005年7月1日から)</p> <p>(海外生産品でEU向け以外は2007年7月1日から。但し、日本向け J-Moss 対象品は2006年1月1日から)</p> <p>即時</p> <p>(2006年1月1日から)</p> <p>(海外生産品でEU向け以外は2007年7月1日から。但し、日本向け J-Moss 対象品は2006年1月1日から)</p>								
レベル 3	<p>・すべての鉛を含む電池および及び電池パック(電池指令に従う)</p> <p><ROHS 除外規定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・部品・デバイスの接続用高融点はんだ(鉛が 85wt%以上の有鉛はんだ) ・電子セラミック部品 <ul style="list-style-type: none"> 【圧電材料、誘電材料、磁性材料(フェライト)、PTC素子など】 ・光学ガラス、フィルタガラス ・ブラウン管、電子部品、蛍光表示管それぞれに使用されるガラス材 <ul style="list-style-type: none"> 電子部品に使用されるガラス材とは抵抗体、導電ペースト(銀、銅ペースト)、接着剤、ガラスフリット、封止材(シール材)などを含む。 ・マイクロプロセッサのピンとパッケージ間の接合用に使用する鉛含有量 80wt%を超えかつ 85wt %未満の 2 種類を超える元素で構成されるはんだ中の鉛 ・Flip Chip IC パッケージ内で半導体のダイとキャリアー接合用のはんだ ・含有する下記合金(*1) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>合金の種類</th> <th>鉛含有許容濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼材</td> <td>0.35wt%未満</td> </tr> <tr> <td>アルミニウム合金</td> <td>0.4wt%未満</td> </tr> <tr> <td>銅合金</td> <td>4wt%未満</td> </tr> </tbody> </table> ・サーバー、ストレージ、ストレージ・アレイ・システム、交換・シグナリング・伝送及び通信ネットワーク管理のためのネットワーク・インフラ機器用のはんだ ・コンプライアント・ピン・コネクタシステムに使われる鉛 ・熱伝導モジュールCリング用コーティング材 ・鉛青銅製の軸受銅とブッシング ・ケイ酸塩(silicate)がコーティングされたバルブを有する直線状白熱電球の鉛 ・プロフェッショナル向け複写用途に使用される高輝度放電(HID)ランプ中の放射媒体としてのハロゲン化鉛 <ul style="list-style-type: none"> ・BSP(BaSi2O5:Pb)等の蛍光体を含む日焼け用ランプとして、およびSMS((Sr,Ba)2MgSi2O7:Pb)等の蛍光体を含む、ジアゾ印刷複写、リソグラフィ、捕虫器、光化学、硬化処理用の専用ランプとして使用される放電ランプの蛍光体の付活剤としての鉛(重量比1%以下の鉛) ・非常にコンパクトな省エネルギーランプ(ESL)における、主アマルガムとしての特定の組成物PbBiSn-Hg およびPbInSn-Hg、ならびに補助アマルガムとしてのPbSn-Hgの鉛 ・液晶ディスプレイ(LCD)に使用される平面蛍光ランプの前部および後部基板を接合するために使用されるガラスの中の酸化鉛 	合金の種類	鉛含有許容濃度	鋼材	0.35wt%未満	アルミニウム合金	0.4wt%未満	銅合金	4wt%未満	
合金の種類	鉛含有許容濃度									
鋼材	0.35wt%未満									
アルミニウム合金	0.4wt%未満									
銅合金	4wt%未満									
<p>レベル1の許容濃度(閾値):1000ppm 未満(ホモジニアス・均質素材・材料中)</p> <p>(但し、デンマーク向けの RoHS 指令の対象外製品については S01012 に従い 100ppm 未満にしなければならない)</p> <p>報告を求める範囲:意図的添加および不純物も含め、含有の事実を把握している場合は 閾値に関らず事実を報告する</p>										
<p>【測定基準】測定対象:プラスチック(ゴムを含む)、塗料、インキ</p> <p>誘導プラズマ発光分析装置(ICP-AES、ICP-OES)、原子吸光装置(AAS)、誘導プラズマ質量分析装置(ICP-MS)を標準とする。</p> <p>但し、上記以外でもその内容を保証できるものであれば良いものとする。(例:蛍光 X 線分析装置など)</p>										

表 4 水銀および水銀化合物

物質名:水銀および水銀化合物		
解説:金属、合金、無機化合物、有機化合物、無機塩、有機塩など、水銀元素を有する全ての物質が対象範囲。		
対 象		全廃時期
レベル 1	レベル 2、レベル 3 以外のすべての用途 【以下は用途例】 ・包装部材(表11参照) ・顔料、塗料、インキ ・時計 ・プラスチックへの調剤 ・小型蛍光灯(液晶バックライト用など):1 本当たりの含有量が 5 mg以上のもの ・直管蛍光灯:1 本当たりの含有量が 10 mg以上のもの ・家庭用製品中の除菌用ランプ、殺菌用のランプの中の水銀(1 本当たりの含有量が 5 mg未満のものも含む) ・水銀を接点に用いたりレー、スイッチ、センサー	即時 (2005 年 7 月 1 日から) (海外生産品で EU 向け以外は 2007 年 7 月 1 日から。但し、日本向け J-Moss 対象品は 2006 年 1 月 1 日から)
レベル 3	・すべての水銀を含む電池及び電池パック(電池指令に従う:5ppm 未満) <ROHS 除外規定> ・小型蛍光灯、直管蛍光灯以外のランプ(高圧水銀ランプなど) ・小型蛍光灯:1 本当たりの含有量が 5 mg未満のもの ・一般目的用の直管蛍光灯:1 本当たりの含有量が下記のもの ①halophosphate (ハロゲン化リン酸エステル):10mg 未満 ②triphosphate with normal lifetime (通常の寿命を有する三リン酸塩):5mg 未満 ③triphosphate with long lifetime (長い寿命を有する三リン酸塩):8mg 未満 ・特別な目的用の直管蛍光灯	
レベル1の許容濃度(閾値):1000ppm 未満(ホモジニアス・均質素材・材料中) 報告を求める範囲:意図的添加および不純物も含め、含有の事実を把握している場合は 閾値に関らず事実を報告する		

表 5 六価クロム化合物

物質名:六価クロム化合物		
解説:無機化合物、有機化合物、無機塩、有機塩などで、六価のクロム元素を有する全ての物質が対象範囲。		
対 象		全廃時期
レベル 1	レベル 3 以外のすべての用途 【以下は用途例】 ・包装部材(表11参照) ・めっき防錆処理(ねじ、鋼板など)、インキ/塗料の顔料等の成分として含まれるものなど、全ての用途	即時 (2005 年 7 月 1 日から) (海外生産品で EU 向け以外は 2007 年 7 月 1 日から。但し、日本向け J-Moss 対象品は 2006 年 1 月 1 日から)
レベル 3	・吸収型冷蔵庫中のカーボン・スチール冷却システムの防錆用	
レベル1の許容濃度(閾値):1000ppm 未満(ホモジニアス・均質素材・材料中) 報告を求める範囲:意図的添加および不純物も含め、含有の事実を把握している場合は 閾値に関らず事実を報告する		

表6 ポリブロモビフェニル(PBB)

物質名:有機臭素系化合物 ポリブロモビフェニル(PBB)		
対 象		全廃時期
レベル1	・プラスチックへの難燃剤など、全ての用途	即時
レベル1の許容濃度(閾値):1000ppm 未満(ホモジーニアス・均質素材・材料中) 報告を求める範囲:意図的添加および不純物も含め、含有の事実を把握している場合は 閾値に関らず事実を報告する		
【測定基準】測定対象:プラスチック(ゴムを含む) ガスクロマトグラフィー質量分析(GC-MS)法を標準とする。 あるいは、蛍光X線分析装置(EDX)により全Brとして測定し非含有であること、または許容濃度以下であることが確認できればよい。 但し、上記以外でもその内容を保証できるものであれば良いものとする。		

表7 ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)

物質名:有機臭素系化合物 ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)		
対 象		全廃時期
レベル1	・プラスチックへの難燃剤など、全ての用途 ・プラスチックへの難燃剤としてのデカブロモジフェニルエーテル	即時 (2005年7月1日から) (海外生産品でEU向け以外は2007年7月1日から。 但し、日本向け J-Moss 対象品は2006年1月1日から)
レベル1の許容濃度(閾値):1000ppm 未満(ホモジーニアス・均質素材・材料中) 報告を求める範囲:意図的添加および不純物も含め、含有の事実を把握している場合は 閾値に関らず事実を報告する		
【測定基準】測定対象:プラスチック(ゴムを含む) ガスクロマトグラフィー質量分析(GC-MS)法を標準とする。 あるいは、蛍光X線分析装置(EDX)により全Brとして測定し非含有であること、または許容濃度以下であることが確認できればよい。 但し、上記以外でもその内容を保証できるものであれば良いものとする。		

表8 短鎖型塩化パラフィン

物質名:短鎖型塩化パラフィン		
対 象		全廃時期
レベル1	・製品の外筐(キャビネット)、プリント配線板など、全ての用途	即時 (2005年9月28日から)
レベル2		
レベル3		
レベル1の許容濃度(閾値):1000ppm 未満(ホモジーニアス・均質素材・材料中) 報告を求める範囲:意図的添加および不純物も含め、含有の事実を把握している場合は 閾値に関らず事実を報告する		

表9 オゾン層破壊物質

物質名:オゾン層破壊物質		
対象		全廃時期
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・CFC(モントリオール議定書附属書AグループI) ・ハロン(モントリオール議定書附属書AグループII) ・その他のCFC(モントリオール議定書附属書BグループI) ・四塩化炭素(モントリオール議定書附属書BグループII) ・1, 1, 1-トリクロロエタン(モントリオール議定書附属書BグループIII) ・HBFC(モントリオール議定書附属書CグループII) ・ブロモクロロメタン(モントリオール議定書附属書CグループIII) ・臭化メチル(モントリオール議定書附属書EグループI) ・HCFC(モントリオール議定書附属書CグループI)(国内生産品及び日本・EU・豪州地域向け)、 ・HCFC(モントリオール議定書附属書CグループI)(空調冷媒用以外の用途) 	即時
レベル2	・空調冷媒用のHCFC(海外生産品で台湾向け)	2010年1月1日製造分より
	・空調冷媒用のHCFC(海外生産品で中国向け)	2013年1月1日製造分より
レベル3	・空調冷媒用のHCFC(海外生産品で日本・EU・豪州・中国・台湾以外の地域向け)	
レベル1の許容濃度(閾値):含有禁止(不純物除く) 報告をを求める範囲:意図的添加および不純物も含め、含有の事実を把握している場合は閾値に関らず事実を報告する		

表10 ポリ塩化ビニル

物質名:ポリ塩化ビニル		
対象		全廃時期
レベル1	・包装部材(国内生産品)	即時(2006年4月1日から)
	・人工皮革用途で以下のもの(中国向け) 塩化ビニルモノマーを5ppmを超えて含有するポリ塩化ビニル 可溶性鉛を90ppmを超えて含有するポリ塩化ビニル 可溶性カドミウムを75ppmを超えて含有するポリ塩化ビニル 揮発物を20g/m ² を超えて含有するポリ塩化ビニル	即時
レベル2	・包装部材(海外生産品) ・電気電子機器(新製品)における内部配線(安全・品質が保てない用途、法規制などで材料が指定されている用途、顧客から材料指定された用途を除く)	2011年4月1日
レベル3	・レベル1以外のすべての用途	
レベル1の許容濃度(閾値):1000ppm未満(ホモジニアス・均質素材・材料中) 報告をを求める範囲:意図的添加および不純物も含め、含有の事実を把握している場合は閾値に関らず事実を報告する		

表11 包装部材の重金属

物質名:包装部材の重金属(カドミウム、鉛、水銀、六価クロム)		
対象		全廃時期
レベル1	・包装部材(包装を構成する各部材・インキ・塗料毎にて水銀、カドミウム、六価クロム、鉛の重金属の合計が100ppm以上のもの)	即時
レベル1の許容濃度(閾値):重金属の合計100ppm未満(ホモジニアス・均質素材・材料中) 報告をを求める範囲:意図的添加および不純物も含め、含有の事実を把握している場合は閾値に関らず事実を報告する		

表12 放射性物質

物質名:放射性物質		
対象		全廃時期
レベル1	・蛍光灯のグロー放電管	即時(2005年1月31日から)
レベル2		
レベル3	・レベル1以外のすべての用途	
レベル1の許容濃度(閾値):含有禁止(不純物除く) 報告を求める範囲:意図的添加および不純物も含め、含有の事実を把握している場合は 閾値に関らず事実を報告する		

表13 アスベスト類

物質名:アスベスト類		
対象		全廃時期
レベル1	・レベル2、レベル3以外の全ての用途	即時
	・パッキン及びガスケット中のクリソタイル(欧州向け)	
	・パッキン及びガスケット中のクリソタイル(日本国内生産品および日本国内向け製品)	即時(2006年9月1日から)
	・パッキン及びガスケット中のクリソタイル(海外生産品で日本・欧州以外の地域向け)	即時(2009年4月1日から)
レベル1の許容濃度(閾値):含有禁止(不純物除く) 報告を求める範囲:意図的添加および不純物も含め、含有の事実を把握している場合は 閾値に関らず事実を報告する		

表14 パーフルオロオクタンスルホン酸(塩を含む)(PFOS)

物質名:パーフルオロオクタンスルホン酸(塩を含む)(PFOS)		
対象		全廃時期
レベル1	・下記用途を除く全ての用途 【適用除外用途】 ・フィルム、紙、印刷版に用いられる写真用コーティング剤 ・光学的印刷工程用のフォトレジストあるいは反射防止用コーティング剤	即時(2008年4月1日から)
レベル1の許容濃度(閾値):1000ppm未満(ホモジニアス・均質素材・材料中) 1 μ g/m ² 未満(繊維または他のコートされた材料・被覆加工物質中) 報告を求める範囲:意図的添加および不純物も含め、含有の事実を把握している場合は 閾値に関らず事実を報告する		

表15 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-*tert*-ブチルフェノール

物質名: 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ- <i>tert</i> -ブチルフェノール (CAS NO.3846-71-7)		
対 象		全廃時期
レベル1	下記に用いられる紫外線防止剤、紫外線吸収剤用途 ・化粧板 ・印画紙 ・成形したプラスチック製品 ワックス、塗料、接着剤、シーリング剤、芳香剤	即時(2008年4月1日から)
レベル1の許容濃度(閾値): 含有禁止(不純物除く) 報告を求める範囲: 意図的添加および不純物も含め、含有の事実を把握している場合は 閾値に関らず事実を報告する		

なお、この基準において規定されていない物質・用途であっても、各国または地域の法令により使用が禁止または制限されているものについては、それらの法令に従わなければならない。

また、当社グループの各事業所で独自に追加的に定めた環境負荷化学物質又はより厳格化した管理基準がある場合は、それに従わなければならない。